

会議の名称	令和6年度第2回小牧市特別職報酬等審議会
開催日時	令和6年11月18日(月) 午後4時～午後4時45分
開催場所	小牧市役所本庁舎4階 404会議室
出席者等	<p>【出席者】(会長) 萩原 聡央、(代理者) 吉田 友仁、 (委員) 小池 公二、酒井 美代子、鈴木 義久、 名和 千博、水谷 幸一、村上 直之</p> <p>【欠席者】沖本 英樹、長江 美津子</p> <p>【事務局】市長公室長：笹原、市長公室次長：駒瀬、 市長公室人事課長：古澤、市長公室人事係長：佐沢 市長公室人事係：亀谷</p>
会議傍聴者	4名
<b>会議内容【要点筆記】</b>	
人事課長	<p>それでは定刻となりましたので、ただいまから第2回目の小牧市特別職報酬等審議会を開催いたします。</p> <p>本日はお忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。本日の出席状況ですが、沖本委員、長江委員から欠席の連絡をいただいております。</p> <p>また、傍聴者は、4名となります。それでは、議事の進行につきまして会長からお願いいたします。</p>
萩原会長	<p>本日はご多忙にもかかわらず、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。早速ですが、前回の会議内容の確認をさせていただきたいと思っております。</p> <p>特別職の給料、報酬は、教育長以外は据え置いて、そして教育長は引き上げてよいということでした。</p> <p>教育長の引き上げの理由につきましては、小牧市は教育、子育てに力を入れており、教育長も重責を担っているということ、他の特別職のバランスも考慮し、引き上げてよいというものでした。</p> <p>そして、特別職の退職手当は高いという認識があり、引き下げてもよいというものでした。</p> <p>これらを踏まえて、事務局と案を作成し、皆様方にご審議いた</p>

<p>人事課長</p>	<p>だくことになっておりましたので、この審議に係る案を作成し、皆様にも事前にご説明をさせていただきました。</p> <p>本日は、取りまとめに向けて、皆様にご協力をいただきたいと思いますというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>それでは議事を進めさせていただきます。</p> <p>次第の諮問事項の審議について、事務局から資料の説明をお願いいたします。</p> <p>資料 1-1 をお願ひします。</p> <p>教育長の給料月額は、他の特別職の県内順位とのバランスと一般職の給料改定の率を考慮し、検討をしました。</p> <p>市長、副市長の給料は県内 6 番目ということであり、この順位にするとした場合、豊川市と同額の 77 万円となり、約 4% のアップとなりますが、一般職の給料改定を参考に引き上げをすると、今年一般職の改定率が 2.76% であり、現在の 73 万 9 千円を 2.7% アップすると 758,953 円、約 75 万 9 千円となります。</p> <p>改定案としては、一般職の給与改定率を参考に、2 万円引上げの 75 万 9 千円とし、この額にしますと県内 8 番目ということで、他の特別職とのバランスも保てることもあり、75 万 9 千円を提示させていただいております。</p> <p>次に、資料 1-2 をお願ひします。</p> <p>特別職の退職手当です。</p> <p>特別職である市長、副市長、教育長の退職手当は、現在は特例条例により 2 分の 1 としています。</p> <p>特例条例は現在の市長、そして現在の市長が任命した副市長と教育長に適用されるものであることから、市長がかわれば特例条例は適用されず、元の退職手当の額にもどることとなります。</p> <p>諮問の際に市長が申し上げましたとおり、この元の退職手当は高いという認識は変わりありませんので、特別職の退職手当についてどの程度の額が適当なのかを検討していただきたく、諮問がされたところでもあります。</p> <p>そこで、会長、事務局とで案を考えさせていただきました。</p>
-------------	---

まず、市長の退職手当ですが、現在 2365 万円です。前回の会議で、市長の退職手当の支給率を 5.0 にしてはというご意見をいただきました。仮に、5.0 を支給率とすると、市長の退職手当は 2150 万円となります。

改定案を検討するにあたり、市民目線で高いという認識、県内各市の市長の退職手当の平均額が約 1950 万円であること、職責に見合ったものであること、人口、財政規模等の県内順位も踏まえ、市長の退職手当は県内平均に近い 2 千万円を下回るあたりの案とさせていただきます。

退職手当は、給料月額に在職年数、さらに支給率を乗じて計算をします。

2 千万円未満とするには支給率を 4.65 以下とする必要があります。

支給率の定め方の決まりはありませんが、現在、小数点第 1 位までとしておりますので、4.6 とすると、退職手当は 1978 万円となります。

この額ですと、特例でない規定の額、以下本則といたしますが、本則の約 84% 相当で、県内 12 番目となります。

次に、副市長、教育長の退職手当です。

副市長、教育長とも引き下げの検討にあたっては、職責に見合ったものであるということ、県内各市の平均や、市長の退職手当を引き下げた後の県内順位等も踏まえ検討しました。

副市長の退職手当は、支給率を 3.1 とすると、退職手当額は 1094 万 9200 円、県内 12 番目となります。これは本則の約 89% 相当となります。

教育長は給料月額を引き上げた 75 万 9000 円で計算をしています。

支給率を 2.2 とすると、退職手当額は 500 万 9400 円となり、引き上げ前の現在の額、資料では上段の A と表記してある 554 万 2500 円の約 90% 相当となります。

また、給料月額を引き上げ、現在の規定の支給率 2.5 で計算すると資料の B と表記してある 569 万 2500 円となり、この額と先

<p>萩原会長</p>	<p>ほどの 500 万 9400 円を比較すると 88%相当となります。</p> <p>市長、副市長。教育長の退職手当の引下げの幅は、10%から 15%程度であり、特定の職が極端に下がっている、下がっていないという状況にはないと考えています。</p> <p>以上のとおり提案させていただきます。</p> <p>事務局から案の説明がありましたが、委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。</p> <p>ご質問ご意見等ございましたらどうぞよろしくお願ひいたします。</p> <p>1 つずつ分けた方が良いかもしれませんね。</p> <p>では、教育長の給料を上げるというこの資料 1-1 に基づいて今回提案された内容ですが、教育長の給料月額を 2 万円引き上げて 75 万 9000 円とするというこちらの提案についてどうでしょうか、ご意見等ございませんか。</p> <p>～異議なし～</p>
<p>萩原会長</p>	<p>教育長の給料報酬については前回も意見があり、引き上げという方向性で委員の皆様にご同意いただきまして、こちらの案でまとめさせていただきました。</p> <p>そこでは、一般職 2.76%引き上げという人事院勧告、こちらの方も一つの目安として考え、資料 1-1 の通り、2 万円引き上げ 75 万 9000 円とするということ。</p> <p>もう一つ、資料 1-2 ですが、市長、副市長、教育長の退職手当について、皆様、ご意見、ご質問ございますか。</p> <p>県内上位という現状、本則の 2365 万円が高いということで、前回の審議会における、委員の皆様のご意見でもあり、また市民目線として引き下げるというところで、拠り所がどこにもなかったわけですが、先ほど事務局からも説明がありました通り、県内各市の平均額が約 1950 万円。</p> <p>この金額が一つの目安となるということで、2000 万を切る当た</p>

	<p>りが市民感情としても、ご納得いただけるのかなという思いもありまして、支給率を4.6とすると1978万円。</p> <p>こちらを市長の退職手当としたところですが、どうでしょう、本日ご欠席の委員の方が2名おられますが何かご意見とかありましたか。</p>
人事課長	<p>事前に説明をしまして、案についてはご了承いただいております。バランス等を重視されていてよろしいのではないかとご意見いただいております。</p>
萩原会長	<p>このような形で改正するときに県下12位になる。</p> <p>また、副市長についても、こちら平均額とそれぞれ比べていただけるとおわかりかもしれませんが、それほど差はないということ。県下12位でバランスが取れているということで、前回の審議会では、少し教育長と市長のバランスが非常に悪かったということもあり、このような考えから見たときにも、均衡しているのかなというふうに思います。</p> <p>そして教育長の場合には、先ほどご了解いただきました、75万9000円で計算しているわけですが、引き上げ後の退職手当が500万9400円。</p> <p>よろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p>
萩原会長	<p>それでは、特に異議もないようですので、本審議会としては、先ほど事務局から説明のありました案の通り、答申を行いたいと思います。事務局から答申書の案をお示してもらうことにいたしますので、ここで10分休憩とさせていただきます。</p> <p>～休憩～</p>
萩原会長	<p>議事を再開いたします。</p>

<p>人事課長</p>	<p>前回と本日のご議論を踏まえまして、市長へ答申を行いたいと思います。答申案について事務局より案を配布してもらいましたので、まず事務局から説明をお願いします。</p> <p>答申の内容ですが、10月28日に諮問があり、議会の議員報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料及び退職手当の額について、当審議会に意見を求められましたので、10月28日と本日の2回にわたり、慎重に審議した結果、次のとおりとすることが適当であるとの結論となります。</p> <p>まず1番目の報酬及び給料の額につきまして、議員の報酬の額、並びに市長及び副市長の給料の額は、いずれも現行の額とし、教育長の給料の額については、次の通りということで、75万9000円の2万円の増額という内容であります。</p> <p>2番目の退職手当について、市長、副市長及び教育長の退職手当については、次の通りとすることが適当であると考え、市長につきましては、退職手当は給料月額に支給率を掛けていきますので、支給率の変更ということになります。市長の支給率を100分の460、現行は100分の550。</p> <p>これを退職手当の額にしますと、改定後は1978万円、現行は2365万円、副市長につきましては100分の310、現行は100分の350となります。退職手当の額では改定後は1094万9200円、現行は1236万2000円、教育長につきましては100分の220、現行は100分の250となります。これは1の改定後の額をもとに計算して、500万9400円、現行は554万2500円となります。</p> <p>3番の審議内容です。</p> <p>本審議会では、県内各市の人口、財政状況、特別職の報酬額等を比較、検討するとともに、特別職の報酬額等及び一般職の職員の給与改定状況や、消費者物価指数等を考慮しながら、各委員とも厳正、公正、中立の立場から慎重に審議を重ねて参りました。</p> <p>まず、議員の報酬の額並びに市長、副市長及び教育長の給料の額について、審議の中では、議員の報酬並びに市長及び副市長の給料の額については、平成12年度から据え置かれているもの</p>
-------------	---

の、県内他市の状況と比較すると、県内順位がほぼ上位に位置していることから、据え置きが適当であるという判断に至ったものです。

ただし、教育長につきましては、本市は教育・子育てに非常に力を入れていることからしても、教育長の職責は重く、他の特別職と比較しても、県内順位がやや下位に位置することから、他の特別職との均衡を図る面で引き上げが適当と判断いたしました。

教育長の給料については、今年度の人事院勧告で、一般職の給与月額が 2.76% 引き上げられており、これを基に、2.7% の増額として、本答申の額とすることが適当という判断しました。

次に、特別職の退職手当について、現在の額は高いという認識はあるので引き下げが適当と判断しました。

引き下げの検討にあたっては、職責を考えたとき、それに見合うものであるということは重要であり、職責や県内各市の退職手当の状況等を考慮し、市長の退職手当の額は 2000 万円を下回るころが適当と判断をいたしました。

副市長と教育長の退職手当についても、職責や県内各市の退職手当の状況等を考慮し、さらには市長の退職手当を引き下げた後の県内順位も含めて検討した結果、本答申の支給率、額とすることが適当であるという判断に至ったものであるという内容であります。

以上です。

萩原会長

ただいま事務局から説明がありました。

これまでの審議では、教育長の給料を引き上げた方がよいということ。

特別職の退職手当は本則はやはり高いため、引き下げを検討してきたが、特例の額では、職責や他の自治体の状況からして、低すぎるのではないかとということで、今回の答申案とさせていただきます。

説明がありましたが、教育長の場合には何万円という金額で給料については提示できますが、退職手当は支給率ということとし

<p>鈴木委員</p>	<p>て、切りが良いようにしようと思ってもなかなかこの率がありますので、その点は、今回は市長の場合は支給率 100 分の 460、そういう形で改定案を提示させていただいております。</p> <p>これについてご意見等ございましたらお願いいたします。</p> <p>答申の内容については、異存はございません。ただ、前回の会議で、私から小牧市の人口や財政力を考えますと、市長の退職手当の支給率を 5.0 としてはどうかという意見を出させていただきました。</p> <p>小牧の財政状況や規模からすれば、そこまで下げなくてもいいという気持ちがありますので、市長をはじめ特別職の退職手当は、これまでもすでに、一期ごとに 2 分の 1 の額で支払われてきております。今回、退職手当を 10% から 15% ほど引き下げるといふ答申をするということは、答申内容が適正な額であるということも言えますので、特例条例の見直しをしたほうがいいのではないかというふうに思います。</p> <p>やはり、他市と比較した場合や職責に見合うものということを考えれば、今回そのようにした方がいいかなと思います。いかがでしょうか。</p>
<p>萩原会長</p>	<p>職責に見合う形で、この退職手当が必要だというご意見ですね。そのためには現在の特例条例そのものは当然見直していかなければいけないということ。</p> <p>鈴木委員におかれましては前回の 5.0 という形で、それよりも少し低い提案とはなります。しかし、この内容については、異存ありませんということで、内容についてはご承認いただいているものというふうに考えます。</p> <p>退職手当は低くすれば良いというものではないという考え方、私も同様の考えを持っていますので、特例条例の 2 分の 1 は余りにも低すぎる。</p> <p>市長のみではなく、副市長、教育長も一緒になって 2 分の 1 は少し辛いだろうなと思いますが、かといって、本則に戻るとなる</p>

	<p>とやはり高過ぎるのではという意見。</p> <p>繰り返しここで議論を述べられたことですので、現在の市長が退任すれば特例条例そのものはもう効力を失うというふうに理解しております。</p> <p>これから先も特例条例を制定する市長が出てくることはあるかどうかわかりませんが、やはり適正な額というのは必要だと思いますので、鈴木委員のご意見も大切だと思います。</p> <p>どうでしょう、皆様方、この形でご承認いただくということにしてよろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p>
萩原会長	<p>それでは、答申内容については、異議がないということで、この内容で答申を行いたいと思います。</p> <p>市長への答申につきましては会長である私が後日行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p> <p>～異議なし～</p>
萩原会長	<p>以上をもちまして、特別職報酬等審議会の委員の皆様のご協力のもと無事終了することができました。それでは事務局より何かありましたらお願いします。</p>
人事課長	<p>それでは前回と今回、ご多忙の中、ご議論いただきありがとうございました。会長からもお話がありましたように、後日、会長と市長の日程調整をしまして、答申をさせていただきます。その後、答申書の写しを送付致しますのでよろしくお願い致します。</p> <p>また、大変遅くなりましたが前回の議事録を机上に配布させていただきました。すでにご確認をいただいている方もいらっしゃると思いますが、訂正等ありましたら、大変短くて申し訳ありませんが、明後日までにご指摘いただければと思います。</p> <p>本日はどうもありがとうございました。</p>

	(閉会)
--	------